

京都市収入役の補助組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第186号

京都市収入役の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

京都市収入役の補助組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「金融専門員,」を削り, 同条に次の1項を加える。

3 担当課長の職名の前に, 市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第4条中第2項を削り, 第3項を第2項とし, 第4項を第3項とする。

第5条中第3項を第4項とし, 第2項を第3項とし, 第1項の次に次の1項を加える。

2 室長は, 所属職員のうちから, 京都市事務分掌規則第1条第2項の規定により編成されるプロジェクトチームを構成する職員となる者を定めることがある。

附 則

この規則は, 平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)